

他人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

2 省略

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める時間を超えて、正規の勤務時間外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

4 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第12条 省略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める時間を超えて、正規の勤務時間外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

3 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「要介護者

のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子の看護の際の休暇)</p> <p>第9条の2 _____子(人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する教育職員が、<u>負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話をを行う必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該教育職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</u></p> <p>(<u>正規の勤務時間外勤務、_____深夜勤務及び時間外勤務の制限</u>)</p> <p>第12条 任命権者は、3歳に満たない子のある教育職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間</p>	<p>(子の看護の際の休暇)</p> <p>第9条の2 教育職員の養育している子(人事委員会規則で定める子に限る。)で<u>負傷し、又は疾病にかかっているものをその職員が看護する</u></p> <p>_____必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日_____以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(<u>育児又は介護を行う教育職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</u>)</p>

外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。）をさせてはならない。

2 省略

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員

が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める時間を超えて、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。）をさせてはならない。

4 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの（以下「要介護者」という。）を介護する教育職員について準用する。この場合において、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員（教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。）」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの（以下「要介護者」という。）のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第12条 省略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員（教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める時間を超えて、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの（以下「要介護者」という。）を介護する教育職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員（教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員（教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

○愛媛県条例第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>(1) 非常勤職員</u>

- (1) 省略
(2) 省略

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 省略

第5条 省略

(育児休業の承認の取消事由)

第6条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

第7条 省略

第8条 省略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。))及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員(以下「技能労務職員」という。))を除く。第21条から第23条までにおいて同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(職員の給与に関する条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第10条 省略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- (2) 臨時的に任用される職員

(3) 省略

(4) 省略

(5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 省略

第4条 省略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。
- (2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第6条 省略

第7条 省略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。))及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員(以下「技能労務職員」という。))を除く。第20条から第22条までにおいて同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(職員の給与に関する条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条 省略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2)・(3) 省略
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第15条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5)・(6) 省略

第13条 省略

第14条 省略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第15条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第19条 第7条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第20条 省略

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務 _____ をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2)・(3) 省略
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5)・(6) 省略

第12条 省略

第13条 省略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 省略
- (3) 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第19条 省略

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条

第22条 省略

第23条 省略

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 第15条の規定は、部分休業について準用する。

第25条 省略

の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

第21条 省略

第22条 省略

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

第24条 省略

附 則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第93号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県職員定数条例(昭和30年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 知事の事務部局の職員 4,058人	(1) 知事の事務部局の職員 ア 知事の事務部局の職員(愛媛県立医療技術大学の職員を除く。) 4,058人 イ 愛媛県立医療技術大学の職員 74人
(2) 管理者の事務部局の職員 2,058人	(2) 管理者の事務部局の職員 2,146人
(3)~(8) 省略	(3)~(8) 省略
計 6,595人	計 6,757人
(定数外職員)	(定数外職員)
第4条 次に掲げる職員は、定数の外に置く。	第4条 次に掲げる職員は、定数の外に置く。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 第2条第1号 及び第7号の職員のうち、次に掲げる職員 ア・イ 省略	(3) 第2条第1号ア及び第7号の職員のうち、次に掲げる職員 ア・イ 省略
2 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては第2条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を、同項第3号に掲げる職員にあつては同条第1号 及び第7号の職員の員数が同条第1号 及び第7号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数の外に置く。	2 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては第2条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を、同項第3号に掲げる職員にあつては同条第1号ア及び第7号の職員の員数が同条第1号ア及び第7号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数の外に置く。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第57号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務 (職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。) の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 (人事委員会規則で定める勤務を除く。) の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 (第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</u></p> <p><u>5 職員には、職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間 (以下「超勤代休時間」という。) を指定された場合において、当該超勤代休時間に勤務しないときにおいても、正規の給与を支給する。</u></p> <p><u>6 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</u></p> <p><u>7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</u></p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休日の代休日)</p> <p>第 2 条 の 2 任命権者は、休日である第11条第 3 項又は第 4 項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第10条の 2 第 1 項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>(超勤代休時間)</p> <p>第10条の 2 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第14条第 4 項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p>	<p>(休日の代休日)</p> <p>第 2 条 の 2 任命権者は、休日である第11条第 3 項又は第 4 項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(_____ 休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第10条 省略</p>

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 職員には、超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に勤務しないときにおいても、正規の給与を支給する。</u></p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 職員には、時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に勤務しないときにおいても、正規の給与を支給する。</u></p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成22年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 5 号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、

旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第11条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>35,200円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第11条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>35,300円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき<u>35,300円</u>を超え<u>37,900円</u>以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「<u>35,200円</u>」とあるのは、「<u>37,700円</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき<u>35,300円</u>を超え<u>37,900円</u>以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「<u>35,300円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等の給料及び期末手当並びに職員の給料 _____ を減額するため、これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。)、教育長の給</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等及び _____ 職員の給料、管理職手当及び地域手当その他の給与(給料月額を算出の基礎とするもの(退職手当を除く。))に限る。)を減額するため、これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。)、教育長の給</p>

与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）その他の給与に関する条例の特例を定めるものとする。

（職員の給与の特例）

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の0.5

2 職員の給料の調整額の額は、職員給与条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

附 則

（この条例の失効）

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）その他の給与に関する条例の特例を定めるものとする。

（職員の給与の特例）

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び退職手当

(1)・(2) 省略

(3) 職員給与条例第19条第5項の規定又は教育職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員（前2号に掲げる職員を除く。） 100分の3

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の2.6

2 職員の給料の調整額の額は、職員給与条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

3 職員の管理職手当の月額は、職員給与条例第18条の2第2項及び附則第13項の規定又は教育職員給与条例第17条の3第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、100分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附 則

（この条例の失効）

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第7号

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

<p>づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。） (1)～(12) 省略</p>		<p>づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。） (1)～(12) 省略</p>	<p>新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>26の3 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 省略</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>26の3 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 省略</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>	<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</p>	<p>宇和島市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>
<p>27～37 省略</p>		<p>27～37 省略</p>	
<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略</p>	<p>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町及び内子町</p>	<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略</p>	<p>松山市、四国中央市及び内子町</p>
<p>38 省略</p>		<p>38 省略</p>	
<p>39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>	<p>39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略</p>	<p>宇和島市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>
<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 省略 (3)の2 法第8条の2第1項の規定に基</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p><u>づく薬局に関する情報の報告の受理に関する事務</u></p> <p>(3)の3 法第8条の2第2項の規定に基づく薬局に関する情報の変更の報告の受理に関する事務</p> <p>(3)の4 法第8条の2第4項の規定に基づく薬局に関する情報の報告内容の確認に係る情報提供の要求に関する事務</p> <p>(4)～(29) 省略</p> <p>(29)の2 法第72条の3の規定に基づく薬局に関する情報の報告等の命令に関する事務</p> <p>(30)～(64) 省略</p>		<p>(4)～(29) 省略</p> <p>(30)～(64) 省略</p>	
<p>40の2 省略</p>		<p>40の2 省略</p>	
<p>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>	<p>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市_____、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>
<p>41～49の2 省略</p>		<p>41～49の2 省略</p>	
<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>	<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市_____、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>
<p>50の2 省略</p>		<p>50の2 省略</p>	
<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>各市町（中核市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市を除く。）</p>
<p>52～56の2 省略</p>		<p>52～56の2 省略</p>	
<p>56の3 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>	<p>56の3 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>宇和島市_____、大洲市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>
<p>56の4～56の6 省略</p>		<p>56の4～56の6 省略</p>	
<p>56の7 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(18) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び</p>	<p>56の7 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(18) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市_____、西予市、上島町、内子町、伊方町_____、鬼北町及び</p>

	愛南町		愛南町
57～62 省略		57～62 省略	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表26の2の項の改正規定は、同年8月23日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条、第7条関係）				別表（第2条、第3条、第7条関係）			
1～5 省略				1～5 省略			
6 その他の手数料				6 その他の手数料			
事 務		名 称	金 額	事 務		名 称	金 額
1～54の2 省略				1～54の2 省略			
54の3 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査		汚染土壌処理業許可更新申請手数料	224,000円				
54の4 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査		汚染土壌処理業変更許可申請手数料	222,000円				
55～64 省略				55～64 省略			
備考 省略				備考 省略			

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(設置)		(設置)	
第1条 県内の厳しい雇用情勢に対処し、失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施並びに失業して住居を失った生活困窮者等に対する就業等のための生活、就労、住宅の確保等の支		第1条 県内の厳しい雇用情勢に対処し、失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施_____	

援を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

__を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の重要な財産を定める条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の重要な財産を定める条例

公立大学法人愛媛県立医療技術大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、信託しようとする場合を除き、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学への職員の引継ぎに関する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公立大学法人愛媛県立医療技術大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人愛媛県立医療技術大学への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成22年愛媛県条例第13号）第1条の規定による廃止前の愛媛県立医療技術大学条例（平成15年愛媛県条例第62号）第1条の愛媛県立医療技術大学（事務局及び図書館を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

（愛媛県立医療技術大学条例の廃止）

第1条 愛媛県立医療技術大学条例（平成15年愛媛県条例第62号）は、廃止する。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p>	<p>（休職の事由）</p> <p>第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学の学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）及び助教並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）には、これらを休職にすることができる。</p> <p>第3条 省略</p>

<p>(休職の効果)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>第 5 条 省略</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、必要に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、前 2 項の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p>
--	--

(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、教育公務員特例法 (昭和24年法律第 1 号) 第 2 条第 1 項に規定する教育公務員 (_____ 専門的教育職員を除く。) 並びに公立学校の実習助手及び寄宿舎指導員には適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、教育公務員特例法 (昭和24年法律第 1 号) 第 2 条第 1 項に規定する教育公務員 (<u>大学に勤務する者及び専門的教育職員を除く。</u>) 並びに公立学校の実習助手及び寄宿舎指導員には適用しない。</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の給与に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第57号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の 4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号 _____ に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日 (第 1 号及び第 2 号 _____ に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日) から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 (<u>前号</u> に掲げる職を除く。) で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(給料表)</p> <p>第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) <u>大学教育職員給料表 (別表第 5)</u></p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の 4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第 5 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日 (第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日) から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額306,900円</u></p> <p>(3) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 (<u>前 2 号</u> に掲げる職を除く。) で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円</p> <p>(4) 省略</p>

(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円

2・3 省略

(退職者の給与)

第21条 省略

2～4 省略

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「第21条第5項」と読み替えるものとする。

7 省略

(5) 前各号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円

2・3 省略

(退職者の給与)

第21条 省略

2～4 省略

5 職員が職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)第2条に規定する事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「第21条第6項」と読み替えるものとする。

8 省略

別表第5(第3条関係)

大 学 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	205,479	266,541	317,559	409,754
	2	207,689	269,654	320,974	412,265
	3	209,898	272,767	324,489	414,775
	4	212,108	275,881	328,004	417,286
	5	214,217	278,994	331,619	419,897
	6	216,426	281,806	335,134	422,408
	7	218,636	284,618	338,649	424,919
	8	220,845	287,330	342,165	427,430
	9	223,155	290,142	345,780	429,739
	10	225,565	293,054	349,094	432,250
	11	227,976	295,967	352,408	434,761
	12	230,386	298,879	355,723	437,272
	13	232,696	301,490	359,037	439,582
	14	235,106	304,102	361,548	441,892
	15	237,516	306,612	364,159	444,302
	16	239,927	309,123	366,770	446,712

<u>17</u>	<u>242,136</u>	<u>311,533</u>	<u>369,481</u>	<u>449,223</u>
<u>18</u>	<u>245,250</u>	<u>314,345</u>	<u>371,791</u>	<u>451,633</u>
<u>19</u>	<u>248,363</u>	<u>317,157</u>	<u>374,101</u>	<u>454,044</u>
<u>20</u>	<u>251,476</u>	<u>319,969</u>	<u>376,411</u>	<u>456,454</u>
<u>21</u>	<u>254,590</u>	<u>322,581</u>	<u>378,621</u>	<u>458,965</u>
<u>22</u>	<u>257,703</u>	<u>325,393</u>	<u>380,730</u>	<u>461,375</u>
<u>23</u>	<u>260,816</u>	<u>328,205</u>	<u>382,839</u>	<u>463,785</u>
<u>24</u>	<u>263,930</u>	<u>331,017</u>	<u>384,948</u>	<u>466,196</u>
<u>25</u>	<u>266,942</u>	<u>333,528</u>	<u>386,956</u>	<u>468,706</u>
<u>26</u>	<u>269,955</u>	<u>336,038</u>	<u>388,864</u>	<u>471,117</u>
<u>27</u>	<u>272,968</u>	<u>338,549</u>	<u>390,773</u>	<u>473,527</u>
<u>28</u>	<u>275,981</u>	<u>341,060</u>	<u>392,681</u>	<u>475,937</u>
<u>29</u>	<u>278,994</u>	<u>343,470</u>	<u>394,689</u>	<u>478,348</u>
<u>30</u>	<u>281,706</u>	<u>345,680</u>	<u>396,497</u>	<u>480,758</u>
<u>31</u>	<u>284,417</u>	<u>347,889</u>	<u>398,305</u>	<u>483,068</u>
<u>32</u>	<u>287,129</u>	<u>350,098</u>	<u>400,113</u>	<u>485,478</u>
<u>33</u>	<u>289,740</u>	<u>352,408</u>	<u>401,920</u>	<u>487,888</u>
<u>34</u>	<u>292,653</u>	<u>354,718</u>	<u>403,728</u>	<u>490,198</u>
<u>35</u>	<u>295,465</u>	<u>357,028</u>	<u>405,536</u>	<u>492,508</u>
<u>36</u>	<u>298,277</u>	<u>359,338</u>	<u>407,344</u>	<u>494,818</u>
<u>37</u>	<u>301,089</u>	<u>361,447</u>	<u>408,950</u>	<u>497,128</u>
<u>38</u>	<u>303,399</u>	<u>363,556</u>	<u>410,658</u>	<u>499,137</u>
<u>39</u>	<u>305,708</u>	<u>365,665</u>	<u>412,365</u>	<u>501,145</u>
<u>40</u>	<u>308,018</u>	<u>367,674</u>	<u>414,072</u>	<u>503,154</u>
<u>41</u>	<u>310,228</u>	<u>369,682</u>	<u>415,780</u>	<u>505,263</u>
<u>42</u>	<u>311,433</u>	<u>371,591</u>	<u>417,487</u>	<u>507,171</u>
<u>43</u>	<u>312,638</u>	<u>373,499</u>	<u>419,194</u>	<u>509,079</u>
<u>44</u>	<u>313,843</u>	<u>375,407</u>	<u>420,902</u>	<u>510,987</u>
<u>45</u>	<u>314,948</u>	<u>377,415</u>	<u>422,408</u>	<u>512,996</u>
<u>46</u>	<u>316,153</u>	<u>379,223</u>	<u>424,015</u>	<u>514,904</u>
<u>47</u>	<u>317,358</u>	<u>381,031</u>	<u>425,622</u>	<u>516,812</u>
<u>48</u>	<u>318,563</u>	<u>382,839</u>	<u>427,229</u>	<u>518,720</u>
<u>49</u>	<u>319,568</u>	<u>384,747</u>	<u>428,836</u>	<u>520,729</u>
<u>50</u>	<u>320,672</u>	<u>386,555</u>	<u>430,141</u>	<u>522,537</u>
<u>51</u>	<u>321,777</u>	<u>388,362</u>	<u>431,447</u>	<u>524,445</u>

	52	<u>322,882</u>	<u>390,170</u>	<u>432,752</u>	<u>526,353</u>
	53	<u>324,087</u>	<u>391,777</u>	<u>433,958</u>	<u>528,362</u>
	54	<u>325,192</u>	<u>393,384</u>	<u>435,062</u>	<u>530,069</u>
	55	<u>326,297</u>	<u>394,991</u>	<u>436,167</u>	<u>531,776</u>
	56	<u>327,401</u>	<u>396,598</u>	<u>437,272</u>	<u>533,484</u>
	57	<u>328,506</u>	<u>398,004</u>	<u>438,477</u>	<u>535,291</u>
	58	<u>329,611</u>	<u>399,510</u>	<u>439,582</u>	<u>536,597</u>
	59	<u>330,715</u>	<u>401,016</u>	<u>440,686</u>	<u>537,903</u>
	60	<u>331,720</u>	<u>402,523</u>	<u>441,691</u>	<u>539,208</u>
	61	<u>332,825</u>	<u>403,929</u>	<u>442,795</u>	<u>540,514</u>
	62	<u>333,929</u>	<u>405,435</u>	<u>443,900</u>	<u>541,518</u>
	63	<u>335,034</u>	<u>406,942</u>	<u>445,005</u>	<u>542,522</u>
	64	<u>336,139</u>	<u>408,448</u>	<u>446,110</u>	<u>543,527</u>
	再任				
	用職				
	員以				
	外の				
	職員				
	65	<u>337,143</u>	<u>409,854</u>	<u>447,114</u>	<u>544,330</u>
	66	<u>338,248</u>	<u>411,059</u>	<u>448,118</u>	<u>545,234</u>
	67	<u>339,352</u>	<u>412,265</u>	<u>449,122</u>	<u>546,138</u>
	68	<u>340,457</u>	<u>413,470</u>	<u>450,127</u>	<u>547,042</u>
	69	<u>341,462</u>	<u>414,675</u>	<u>451,231</u>	<u>547,946</u>
	70	<u>342,566</u>	<u>415,679</u>	<u>452,236</u>	<u>548,849</u>
	71	<u>343,671</u>	<u>416,684</u>	<u>453,240</u>	<u>549,753</u>
	72	<u>344,776</u>	<u>417,688</u>	<u>454,244</u>	<u>550,657</u>
	73	<u>345,680</u>	<u>418,692</u>	<u>455,349</u>	<u>551,561</u>
	74	<u>346,684</u>	<u>419,596</u>	<u>456,353</u>	<u>552,465</u>
	75	<u>347,688</u>	<u>420,399</u>	<u>457,358</u>	<u>553,369</u>
	76	<u>348,692</u>	<u>421,303</u>	<u>458,362</u>	<u>554,273</u>
	77	<u>349,797</u>	<u>422,006</u>	<u>459,366</u>	<u>555,177</u>
	78	<u>350,801</u>	<u>422,609</u>	<u>460,069</u>	
	79	<u>351,806</u>	<u>423,212</u>	<u>460,772</u>	
	80	<u>352,810</u>	<u>423,814</u>	<u>461,475</u>	
	81	<u>353,814</u>	<u>424,417</u>	<u>462,279</u>	
	82	<u>354,819</u>	<u>425,019</u>	<u>462,982</u>	
	83	<u>355,823</u>	<u>425,622</u>	<u>463,685</u>	
	84	<u>356,827</u>	<u>426,224</u>	<u>464,388</u>	
	85	<u>357,731</u>	<u>426,727</u>	<u>464,890</u>	
	86	<u>358,434</u>	<u>427,329</u>	<u>465,593</u>	

	<u>87</u>	<u>359,137</u>	<u>427,932</u>	<u>466,296</u>
	<u>88</u>	<u>359,840</u>	<u>428,534</u>	<u>466,999</u>
	<u>89</u>	<u>360,644</u>	<u>429,036</u>	<u>467,501</u>
	<u>90</u>	<u>361,246</u>	<u>429,639</u>	
	<u>91</u>	<u>361,849</u>	<u>430,242</u>	
	<u>92</u>	<u>362,451</u>	<u>430,844</u>	
	<u>93</u>	<u>363,054</u>	<u>431,246</u>	
	<u>94</u>	<u>363,556</u>	<u>431,748</u>	
	<u>95</u>	<u>364,058</u>	<u>432,250</u>	
	<u>96</u>	<u>364,560</u>	<u>432,752</u>	
	<u>97</u>	<u>365,163</u>	<u>433,355</u>	
	<u>98</u>	<u>365,665</u>	<u>433,857</u>	
	<u>99</u>	<u>366,167</u>	<u>434,359</u>	
	<u>100</u>	<u>366,669</u>	<u>434,861</u>	
	<u>101</u>	<u>367,172</u>	<u>435,464</u>	
	<u>102</u>	<u>367,674</u>	<u>435,966</u>	
	<u>103</u>	<u>368,176</u>	<u>436,468</u>	
	<u>104</u>	<u>368,678</u>	<u>436,970</u>	
	<u>105</u>	<u>369,281</u>	<u>437,573</u>	
	<u>106</u>	<u>369,783</u>		
	<u>107</u>	<u>370,285</u>		
	<u>108</u>	<u>370,787</u>		
	<u>109</u>	<u>371,390</u>		
	<u>110</u>	<u>371,892</u>		
	<u>111</u>	<u>372,394</u>		
	<u>112</u>	<u>372,896</u>		
	<u>113</u>	<u>373,499</u>		
	<u>114</u>	<u>374,001</u>		
	<u>115</u>	<u>374,503</u>		
	<u>116</u>	<u>375,005</u>		
	<u>117</u>	<u>375,507</u>		
	<u>118</u>	<u>376,009</u>		
	<u>119</u>	<u>376,512</u>		
	<u>120</u>	<u>377,014</u>		
	<u>121</u>	<u>377,516</u>		

他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第8条の2第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。))の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第8条の2第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(18) 省略

(19) 第8条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

(20) 第8条の2第2項に規定する場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

(21) 省略

(退職手当の調整額)

第6条の4 省略

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第21号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3～5 省略

第8条 省略

(県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されな~~い~~で、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている一般地方独立行政法人で県が設立したものに限る。以下「県設立一般地方独立行政法人」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条及び第20条第5項において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 県設立一般地方独立行政法人の役員が、県設立一般地方独立行

他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。))の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

(1)～(18) 省略

(19) 省略

(退職手当の調整額)

第6条の4 省略

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3～5 省略

第8条 省略

政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続いた在職期間（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、県設立一般地方独立行政法人の職員が引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、当該県設立一般地方独立行政法人の職員としての勤続期間を当該県設立一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているときにあつては、その者が県設立一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した場合におけるその者の県設立一般地方独立行政法人の職員としての引き続いた在職期間を含む。）を含むものとする。

3 前2項の場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての在職期間の計算については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算する。

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第20条 省略

2～4 省略

5 職員が第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第20条 省略

2～4 省略

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由_____</p> <p>_____に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由若しくは職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条に規定する事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

（愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第9条 愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、県立大学の学校医等に関しては知事を、その他の学校医等に関しては教育委員会をい</p>

(通知)

第2条 学校医等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 省略

(報告、出頭等)

第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

う。

(通知)

第3条 学校医等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)が公務上のものであるときは、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第4条 省略

(報告、出頭等)

第5条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、県立大学の学校医等に関しては知事が、その他の学校医等に関しては教育委員会が定める。

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

第10条 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). The table compares the amendments to the Ehime Prefecture Information Disclosure Ordinance, showing changes to the table of contents, definitions of 'implementation agency' and 'official documents', and the request procedure for disclosure.

(公文書の公開義務等)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人

_____の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあつては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

- (2)~(6) 省略

(第三者の意見の聴取等)

第15条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人(県が設立したものを除く。)及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

2・3 省略**第1節 諮問等**

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第18条 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第19条 実施機関(議会を除く。次条及び第21条において同じ。)は、公開決定等について行政不服審査法_____による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 省略

(公文書の公開義務等)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあつては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

- (2)~(6) 省略

(第三者の意見の聴取等)

第15条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人_____及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

2・3 省略**第1節 諮問等**

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第18条 実施機関(議会を除く。次条及び第20条において同じ。)は、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

第20条 省略

（不服申立てに対する裁決又は決定）

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第22条 省略

（設置等）

第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第41条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～6 省略

（審査会の調査権限）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（個人情報保護条例第42条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。）に対し、公開決定等又は開示決定等（個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（個人情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（個人情報保護条例第40条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求められない。

2～4 省略

第25条 省略**第26条** 省略

（委員による調査手続）

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

第29条 省略**第30条** 省略**第31条** 省略**第32条** 省略**第33条** 省略**第34条** 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

第19条 省略

（不服申立てに対する裁決又は決定）

第20条 実施機関は、第18条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第21条 省略

（設置等）

第22条 第18条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第40条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～6 省略

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（個人情報保護条例第41条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。）に対し、公開決定等又は開示決定等（個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（個人情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（個人情報保護条例第40条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求められない。

2～4 省略

第24条 省略**第25条** 省略

（委員による調査手続）

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第27条 審査会は、第23条第4項又は第25条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

第28条 省略**第29条** 省略**第30条** 省略**第31条** 省略**第32条** 省略**第33条** 省略

第35条 省略

第36条 省略

第37条 省略

第38条 省略

(罰則)

第39条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 省略

第35条 省略

第36条 省略

第37条 省略

(罰則)

第38条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

第11条 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 不服申立て(第40条 <u>第44条</u>)</p> <p>第4節 苦情の処理(第45条)</p> <p>第5節 他の制度との調整等(第46条)</p> <p>第3章 補則(第47条 <u>第53条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第4号、第21条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32条から第35条まで、第37条第1項第5号及び第49条において同じ。)が定める事項</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 県の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 不服申立て(第40条 <u>第43条</u>)</p> <p>第4節 苦情の処理(第44条)</p> <p>第5節 他の制度との調整等(第45条)</p> <p>第3章 補則(第46条 <u>第52条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関_____</p> <p>_____が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会_____をいう。</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第3号、第21条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32条から第35条まで、第37条第1項第5号並びに第48条において同じ。)が定める事項</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 県の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第</p>

135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。)及び県が
設立した地方独立行政法人の職員(役員を含む。)又はこれら
の職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務

(2)～(4) 省略

4・5 省略

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに
該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以
外のものに提供することができる。その提供の内容を変更する
ときも、同様とする。

(1)・(2) 省略

(3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人
情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項
に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公
共同体又は地方独立行政法人(県が設立したものを除く。第25
条第1項において

_____同じ。)に提供するとき。

(4) 省略

(職員の義務)

第13条 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を
含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人
に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退い
た後も、同様とする。

第3節 不服申立て

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第40条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決
定等若しくは前条において準用する第32条各項の決定(以下「利
用停止決定等」という。)又は当該地方独立行政法人に対する開
示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不
服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法
(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第41条 実施機関(議会を除く。次条及び第43条において同じ。)
は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等

_____について行政不服
審査法_____による不服申立てがあったときは
は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し
なければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に
係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及
び第44条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申
立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただ
し、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されて
いるときを除く。

(3)・(4) 省略

第42条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第43条 実施機関は、第41条の規定による諮問に対する答申があ
ったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する
裁決又は決定を行わなければならない。

135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下この号
において同じ。)又は

_____職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務

(2)～(4) 省略

4・5 省略

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに
該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以
外のものに提供することができる。その提供の内容を変更する
ときも、同様とする。

(1)・(2) 省略

(3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人
情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項
に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公
共同体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年
法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をい
う。以下同じ。)に提供するとき。

(4) 省略

(職員の義務)

第13条 実施機関の職員_____は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人
に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退い
た後も、同様とする。

第3節 不服申立て

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第40条 実施機関(議会を除く。次条及び第42条において同じ。)
は、開示決定等、訂正決定等又は前条において準用する第32条各
項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について行政不服

審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは
は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し
なければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に
係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及
び第43条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申
立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただ
し、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されて
いるときを除く。

(3)・(4) 省略

第41条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第42条 実施機関は、第40条の規定による諮問に対する答申があ
ったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する
裁決又は決定を行わなければならない。

第44条 省略
 第45条 省略
 第46条 省略
 第47条 省略
 第48条 省略
 第49条 省略
 第50条 省略
 第51条 省略
 第52条 省略
 第53条 省略

第43条 省略
 第44条 省略
 第45条 省略
 第46条 省略
 第47条 省略
 第48条 省略
 第49条 省略
 第50条 省略
 第51条 省略
 第52条 省略

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由_____</p> <p>_____に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 省略</p> <p>(職務に復帰した職員に関する職員給与と条例等の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与と条例」という。)第13条ただし書若しくは第21条第1項の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与と条例」という。)第14条ただし書若しくは第20条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。))を含む。)を公務とみなす。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由若しくは職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)第2条に規定する事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 省略</p> <p>(職務に復帰した職員に関する職員給与と条例等の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与と条例」という。)第13条ただし書若しくは第21条第1項の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与と条例」という。)第14条ただし書若しくは第20条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤_____</p> <p>_____を含む。)を公務とみなす。</p>

(愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第13条 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 県の機関等 県の機関、<u>県の機関</u>が法律又は条例の規定に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 県の機関等 県の機関<u>及び県の機関</u>が法律又は条例の規定に</p>

基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその長を含む。）及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

(5)～(12) 省略

基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその長を含む。）

 _____をいう。

(5)～(12) 省略

（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第14条 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項、<u>第8条第1項</u>から第3項まで並びに第8条の2の規定により新条例第5条の2第2項第2号から第21号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項まで _____ の規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第14条の規定は、同年3月31日から施行する。

(愛媛県立医療技術大学条例の廃止に伴う経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の愛媛県立医療技術大学条例第5条の規定による平成22年度に愛媛県立医療技術大学に入学する者に係る入学金及び平成21年度以前の年度分の授業料の徴収並びに同条例第6条の規定による平成22年度に愛媛県立医療技術大学に入学する者に係る入学金の減免及び納付の猶予については、なお従前の例による。

(愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に支給すべき事由が生じた県立大学の学校医に係る補償については、なお従前の例による。

(愛媛県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現にされている第10条の規定による改正前の愛媛県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第5条の規定による公文書の公開請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る公文書の公開請求は、第10条の規定による改正後の愛媛県情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第5条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている公文書の公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第18条に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新情報公開条例第18条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧情報公開条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新情報公開条例の相当の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現にされている第11条の規定による改正前の愛媛県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第15条第1項、第29条第1項又は第36条第1項の規定による個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るこれらの請求は、第11条の規定による改正後の愛媛県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第15条第1項、第29条第1項又は第36条第1項の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求とみなす。

- 8 この条例の施行の際現にされている旧個人情報保護条例第40条に規定する行政不服審査法による不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新個人情報保護条例第40条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。
- 9 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧個人情報保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新個人情報保護条例の相当の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

○愛媛県条例第16号

愛媛県地域医療再生基金条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域医療再生基金条例

(設置)

第1条 医療機能の強化、医師の確保等の取組その他の地域医療に係る課題を解決するための施策について定める地域医療再生計画に基づく事業の実施及び支援に要する経費の財源に充てるため、地域医療再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
			愛媛県立歯科 技術専門学校	歯科衛生士及び歯科技工士の 養成を行う。	伊予郡砥部町
省略			省略		

附 則

- 1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例（昭和46年愛媛県条例第15号）は、廃止する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（貸付事業）</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>2 貸付金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 貸付期間 貸し付けた日の属する会計年度以降 <u>7 箇年度</u>（当該会計年度以降 2 箇年度以内の据置期間を含む。）以内</p> <p>3 省略</p>	<p>（貸付事業）</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>2 貸付金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 貸付期間 貸し付けた日の属する会計年度以降 <u>5 箇年度</u>（当該会計年度以降 2 箇年度以内の据置期間を含む。）以内</p> <p>3 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例

（設置）

第 1 条 核燃料サイクルの実施の円滑化に資するため特に必要がある地域における公共用施設の整備その他の地域振興を図るための措置の実施及び支援に要する経費の財源に充てるため、核燃料サイクル地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
使用料				使用料			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
省略	焼成がま及び炉 省略	1回	7,350	省略	焼成がま及び炉 省略	1回	7,660
窯業関係				省略			
省略				省略			
手数料 省略				手数料 省略			

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例

（県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正）

第1条 県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和26年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（分担金の範囲及び基準）	（分担金の範囲及び基準）
第2条 前条の分担金（第4条に規定するものを除く。）の額は、各年度ごとに、当該県営土地改良事業に要する費用（ <u>事務費を除く。</u> ）のうち通常の割合により国から交付の決定を受けた補助金の額を除いたものの2分の1に相当する額（次の各号に規定する事業又は工事にあつては、当該各号に規定する額）から土地改良法第91条第6項の規定により市町に負担させる額を差し引いて得た額の範囲内において知事が定める。	第2条 前条の分担金（第4条に規定するものを除く。）の額は、各年度ごとに当該 県営土地改良事業に要する費用 _____ のうち通常の割合により国から交付 _____ を受けた補助金の額を除いたものの2分の1に相当する額（次の各号に規定する事業又は工事にあつては、当該各号に規定する額）から土地改良法第91条第6項の規定により市町に負担させる額を差し引いて得た額の範囲内において知事が定める。
(1) 鉱毒害対策事業は、_____ 当該事業に要する費用（事務費を除く。）のうち国から交付を受けた補助金の額を除いた額	(1) 鉱毒害対策事業は、各年度ごとに当該事業に要する費用（事務費を除く。）のうち国から交付を受けた補助金の額を除いた額
(2) 県営かんがい排水事業及び県営畑地帯総合土地改良事業に係るダム工事は、_____ 当該事業に要する費用（ <u>事務費を除く。</u> ）の10分の2に相当する額	(2) 県営かんがい排水事業及び県営畑地帯総合土地改良事業に係るダム工事は、 <u>各年度ごとに当該事業に要する費用 _____</u> の10分の2に相当する額
2 省略	2 省略

（愛媛県港湾管理条例の一部改正）

第2条 愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（市町の工費負担）	（市町の工費負担）
第17条 港湾施設の修築に要する費用については、当該港湾の存する市町は、次の各号の区分によりその一部を負担するものとする。	第17条 港湾施設の修築に要する費用については、当該港湾の存する市町は、次の各号の区分によりその一部を負担するものとする。
(1) 修築工事の場合は、当該年度において国が負担の決定をした	(1) 修築工事の場合は、当該年度において国が負担の決定をした

額及び事務費の額の合計額を控除した額について、その3分の1（岸壁、物揚場等の新設工事に伴いその背後に用地を造成する工事及び当該用地に係る舗装その他の工事にあつては、2分の1）の範囲内において知事の定める額を分担する。

(2) 省略

2 省略

額 _____ を控除した額について、その3分の1（岸壁、物揚場等の新設工事に伴いその背後に用地を造成する工事及び当該用地に係る舗装その他の工事にあつては、2分の1）の範囲内において知事の定める額を分担する。

(2) 省略

2 省略

(愛媛県漁港施設事業負担金条例の一部改正)

第3条 愛媛県漁港施設事業負担金条例（昭和32年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(賦課基準)</p> <p>第2条 市町の負担すべき金額は、<u>_____</u> 当該事業に要する経費（事務費を除き、当該年度において国から交付の決定を受ける補助金又は負担金がある場合にあつては、当該補助金又は負担金を除く _____。）について、次の表の第1欄に掲げる区分に従い、それぞれ第2欄から第4欄まで _____ に掲げる率を乗じて得た額を <u>超えないものとする。</u></p> <p>省略</p>	<p>(賦課基準)</p> <p>第2条 市町の負担すべき金額は、<u>毎年度</u> 当該事業に要する経費（ _____ 国から交付 _____ を受ける補助金又は負担金がある場合は _____、当該補助金又は負担金を除いた経費をいう。）について、次の表の第1欄に掲げる区分に従い、それぞれ第2欄、<u>第3欄又は第4欄</u> に掲げる率を乗じて得た額を <u>こえないものとする。</u></p> <p>省略</p>

(愛媛県土木建設事業負担金条例の一部改正)

第4条 愛媛県土木建設事業負担金条例（平成12年愛媛県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(負担基準)</p> <p>第2条 市町が負担すべき金額は、特別の場合を除き、当該市町の区域内で行う事業に要する経費（<u>事務費を除く。</u>）について、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を <u>超えないものとする。</u></p> <p>省略</p>	<p>(負担基準)</p> <p>第2条 市町が負担すべき金額は、特別の場合を除き、当該市町の区域内で行う事業に要する経費 _____ について、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を <u>超えないものとする。</u></p> <p>省略</p>

附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の県営土地改良事業分担金徴収条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県漁港施設事業負担金条例の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県土木建設事業負担金条例の規定は、平成22年度事業（平成21年度以前の事業で繰越しとなったものを除く。）から適用する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定 数)	(定 数)
第 2 条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	第 2 条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,971人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>4,031人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>8,867人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,941人</u>
計 <u>12,838人</u>	計 <u>12,972人</u>

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職 員 の 定 数)	(職 員 の 定 数)
第 2 条 警察職員の定数は、次のとおりとする。	第 2 条 警察職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 警察官 { 警 視 99人 警 部 203人 警部補及び巡査部長 <u>1,383人</u> 巡 査 <u>723人</u> 計 <u>2,408人</u>	(1) 警察官 { 警 視 99人 警 部 203人 警部補及び巡査部長 <u>1,380人</u> 巡 査 <u>722人</u> 計 <u>2,404人</u>
(2) 省略	(2) 省略
計 <u>2,823人</u>	計 <u>2,819人</u>
2 省略	2 省略

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県暴力団排除条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県暴力団排除条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 5 条）
- 第 2 章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第 6 条 第10条）
- 第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置（第11条・第12条）
- 第 4 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第13条・第14条）
- 第 5 章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第15条）
- 第 6 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第16条・第17条）
- 第 7 章 祭礼等からの暴力団の排除（第18条）
- 第 8 章 義務違反者に対する措置等（第19条 第21条）
- 第 9 章 雑則（第22条）
- 第10章 罰則（第23条・第24条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)をいう。
- (4) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等

(県の事務及び事業における措置)

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第7条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護態勢の整備、保護に必要な資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第8条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等についての県民等への周知、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市町への協力)

第10条 県は、市町において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力をを行うものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する指導等)

第11条 県民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

（利益の供与の禁止）

第13条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
 - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置等）

第14条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第15条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

- 2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者等の責務）

第16条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨
- 4 前項第2号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の責務）

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第7章 祭礼等からの暴力団の排除

第18条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（次号に該当するものを除く。）。
- (3) 当該行事において、みこし等の運行に参加しようとする者又は露店を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これを参加させ、又はこれに露店を出させること。

2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講じなければならない。

3 県は、行事主催者等において前項の措置が講じられるよう、当該行事主催者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第8章 義務違反者に対する措置等

（調査）

第19条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第20条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第2項、第17条第2項又は第18条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第21条 公安委員会は、第19条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

第9章 雑則

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

第23条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（経営の基本）	（経営の基本）
第3条 省略	第3条 省略
2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。	2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
(4) 病院事業	(4) 病院事業

名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数
省略			
省略			

名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数
省略			
愛媛県立 三島病院	四国中央市	内科、呼吸器科、小児科、外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、麻酔科、循環器科、脳神経外科	200
省略			

附 則

- この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この条例の施行の日前の愛媛県立三島病院の使用に係る料金の徴収及び減免については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第26号

愛媛県がん対策推進条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県がん対策推進条例

がん対策基本法の趣旨を踏まえ、すべての県民が生命を尊重する良心に基づき、温かみのある適切ながん対策を推進することにより、がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていける地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策に関し、県、市町、がんの予防又はがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）及び県民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の負担の軽減等について定めることにより、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、科学的知見に基づく適切ながん医療をすべての県民が受けられるようにするための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族又は遺族（以下「家族等」という。）で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 県は、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と関心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 県は、がん対策について、教育、雇用等幅広い観点から検討を行い、必要な施策を講ずるものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、県及び保健医療関係者その他の関係者と連携し、がんの予防及び早期発見に向けた施策の推進に努めるものとする。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、推進計画に基づき、県が講ずる施策の推進に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

- 保健医療関係者は、がん患者及びその家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第6条 県は、がんに関する正しい知識の普及啓発及び情報の提供その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

- 県は、がんの早期発見に資するため、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、がん検診の受診率の向上及びがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(がん登録の推進)

第7条 県は、がん対策の効率的な推進を図るため、医療機関と連携し、がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、及び分析するための制度をいう。）の推進に努めるとともに、当該がん登録の精度の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の負担の軽減)

第8条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化
- (2) がん患者及びその家族等の経験を生かした支援活動等の推進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんに伴う負担の軽減に関し必要な施策（緩和ケアの充実）

第9条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (2) 治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- (3) 緩和ケアの拠点としての機能を担う体制及び緩和ケアに係る地域における連携協力体制の整備
- (4) 居宅において緩和ケアを受けられることができる体制の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に関し必要な施策（在宅医療の推進）

第10条 県は、医療機関等と連携し、医療機関ががん患者にその居宅においてがん医療を提供することができる体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（がん医療の水準の向上）

第11条 県は、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けられることができるよう、次に掲げる取組を支援するよう努めなければならない。

- (1) がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能強化
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の間における連携強化
- (3) がん診療連携拠点病院及びその他の医療機関の間における連携協力体制の整備
- (4) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上に関し必要な取組（愛媛県がん対策推進委員会）

第12条 がん対策の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
 - (2) がん対策の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
- 2 委員会は、委員30人以内で組織する。
 - 3 委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（施策の見直し）

第13条 知事は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（県民総ぐるみによるがん対策の推進）

第14条 県は、市町、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成19年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="197 235 268 264">附 則</p> <p data-bbox="140 273 708 302">2 この条例は、平成23年 4月29日限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="874 235 944 264">附 則</p> <p data-bbox="810 273 1378 302">2 この条例は、平成22年 3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。